事前協議開催申請書

令和　　年　　月　　日

祇園商店街振興組合　御中

申請者の住所(法人にあっては，主たる事務所の所在地)：

申請者の氏名(法人にあっては，名称及び代表者名)：

京都市市街地景観整備条例に基づく地域景観づくり協議地区内における建築行為等に関する意見交換を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者（事業主・建築主） | 住所(法人にあっては，主たる事務所の所在地) | ご担当者名・部署名電話　　　－　　　　　 |
| 氏名(法人にあっては，名称及び代表者名)電話　　　－　　　　　 |
|  | 代理者 | 住所(法人にあっては，主たる事務所の所在地) | ご担当者名・部署名電話　　　－　　　　　 |
| 氏名(法人にあっては，名称及び代表者名)電話　　　－　　　　　 |
|  | 敷地の地名地番 | 京都市東山区 |
|  | 店舗名 |  |
|  | 事業等の内容 |  |
|  | 営業時間 |  |
|  | 近隣に影響が生じる行為 | ※該当するものに○をつけてください臭い ・ 音 ・ 振動 ・ 食べ歩き ・ 店頭の人だまり ・ ごみ発生その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | 行為の種類 | ※該当するものに○をつけてください事業者交替 ・ 新築 ・ 増改築 ・ 模様替 ・ 看板設置その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | 建物用途(★新築の場合） |  | 階数(★新築の場合） | 地上　　　　　　　　 　　 階地下　　　　　　　　　 　 階 |

注1）「景観配慮事項に関する説明書（裏面）」「計画の概要及び景観への配慮事項がわかる図面・パース図に類するもの等」「工事に係るスケジュールがわかる資料」を添付してください

注２）新築・増改築の場合のみ、「付近見取図」「現況周辺写真」を添付ください

注３）提出資料については、組合内で共有する他、京都市に提供する場合があります。

景観配慮事項に関する説明書

「祇園商店街振興組合　地域景観づくり計画書」の内容をご確認いただき、建築物や屋外広告物、事業の実施にあたり景観上、配慮したことを具体的に記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 景観配慮事項 | 景観配慮事項を踏まえた具体的な配慮の内容 |
| １ | 日本と祇園の美意識を体現し、商店街の上質な賑わいに寄与すること建築・開発行為や屋外広告物等の設置・変更にあたっては、“日本の美意識”及び“祇園の美意識”についての考察を深め、それぞれの建築物や広告物で体現すべき美しさの探求に努めることで、商店街の上質な賑わい景観の形成を互いに創り上げていきます。 |  |
| ２ | 清々しい参道を守ること清々しい参道を守るため、以下のような行為を自粛します。①短時間の休憩利用などラブホテルに準ずる宿泊施設の営業行為②騒音・振動・過度な匂いを伴う事業（屋外飲食営業、騒音・振動の大きい室外機の設置等）③顧客等による迷惑行為（ごみのポイ捨て、泥酔など） |  |
| ３ | 地域のつながりを守ること新たなまちの担い手と手を取り合い、地域のつながりを守るため、新たに当地区で事業を行う方には、以下の事項について協力をお願いします。①祇園祭など、様々な地域行事への参加・協力②商店街振興組合への加入③商店街振興組合や町内会など地域における各種活動・事業への参加・協力 |  |
| ４ | 地域の安心・安全を守ること来街者の方に安全に商店街をご利用いただくとともに、互いに安心して商いを続けていくために、新たに当地区で事業を行う方には、以下の事項について協力をお願いします。①当地の重要な景観資源でもあるアーケードへの雨水負荷等の抑制（建築物の屋根や庇等が受ける雨水をアーケード上部に流さない工夫等）②利用者の送迎が生じるなど、過度な交通負荷が生じる事業の自粛（不法駐車の増加など、通り景観が毀損される事態の回避） |  |